

移転登記

(4)使用されたことのある住宅(中古住宅)を取得

必要書類	原本・写しの別	提示・提出の別	備考
住民票(転入手続後のもの)	どちらでも可	提示	やむをえず転入手続き前(入居予定)の場合は必要書類が増えます。(7)参照
登記事項証明書	どちらでも可	提示	①家屋の所在地②家屋番号 ③家屋の種類④構造、床面積 ⑤建築(新築)年月日 が記載されているもの
【売買の場合】			
4 点の うち い ず れ か ・売買契約書	どちらでも可	提出	委任状は売主・買主両者分
・売渡証書			
・登記原因証明情報			
・登記等を委任する旨の委任状			
【競落の場合】			
・代金納付期限通知書(物件目録付き)	どちらでも可	提出	

追加書類 (昭和56年12月31日以前に建築されたものの場合)				
3 点の うち い ず れ か ・耐震基準適合証明書	どちらでも可	提出		※1 ※2
・住宅性能評価書	写し	提出		※3
・保険付保証書 (既存住宅売買瑕疵担保責任 保険契約が締結されていることを 証明する書類)	どちらでも可	提出		※4

注意事項

- ※1 耐震基準適合証明書は、建築士(建築士事務所に属する建築士に限る)、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行するものであること
- ※2 耐震基準適合証明書は、当該家屋の取得の日より前(同日不可)かつ2年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限り
- ※3 住宅性能評価書は、当該家屋の取得の日前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、等級2、又は等級3であるもの
- ※4 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類は、当該家屋の取得の日より前(同日不可)かつ2年以内に締結されたものであって、必要要件に適合する保険契約であるもの